

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまより企画総務委員会を開会いたします。座らせて、やらせていただきます。

欠席届が出ております。税務課長、人事課長、出張公務のため欠席です。

本日の日程をご確認いただきたいと思います。陳情審査1件、地域振興部の報告が3件、政策経営部の報告が3件、選挙管理委員会事務局からの報告が1件の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に、新たに送付6-27、オンラインでの消費生活相談の受付を求める陳情書が送付されました。お手元に陳情の写しをお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

朗読については、省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 じゃあ、しばらく陳情を確認いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本陳情につきまして、執行機関から、陳情の中の確認の部分を含めて、あと八王子の状況も含めて。八王子は都内でオンラインを受け付けしているよというんで、八王子の状況なども含めて、情報提供をお願いしたいと思います。

○高橋商工観光課長 私から、消費生活センターの現在の運営と、都内では1自治体がメール相談を実施しておりますので、当該自治体に聞き取った情報についてお知らせいたします。

まず、消費生活センターの運営状況です。現在、本区のセンターは、国家資格である消費生活相談員の資格を有した5人が、会計年度任用職員として在籍しております。

月16日勤務のシフト制ですので、1日当たりでは、最低3人から4人が相談に当たっております。

ご相談の受付時間は、平日の午前9時から午後4時30分までの間、お電話か窓口で相談をお受けします。これは近隣区、ほぼ同じ状態——あ、近隣区と申しますのは、中央、港、新宿、ほぼ同じでございます。

令和6年度で見ますと、1か月当たりの新規の相談数は約150件で、相談員1人当たりで見ますと、毎日、約3件の新規ケースが発生していると。このほかに継続案件等の対応を実施しているところでございます。

消費生活センターは、各自治体に設置されておりますので、相談の対象はお住まいの方を基本に、在勤・在学者となります。

一方で、本区は、各企業の本社機能が大変多く存在しているということで、全国から相当数の電話を頂戴しております。また、センターは、消費者を対象としておりますので、事業者からのご相談はお受けしておりませんが、こちらも相当数頂いております、適切

なご相談先を案内させていただいております。

なお、陳情書の中ほどに四つの項目がございますので、それぞれの事実について申し上げます。

1につきましては事実で、電話相談、それから窓口相談によってご相談者の意図とそごがないように、丁寧な実施をしているところでございます。

2につきましては、先ほど申し上げた受付時間のとおりでございます。

3についてなんですが、相談員それぞれが国家資格を持った職員で、かつ事例については、全国でP I O-N E Tというもので共有されておまして、これに基づいての対応というのを基本にしておりますので、職員によって異なるということは、基本的にはないと考えております。

それから、4番につきまして、事業者名は電話で対応できるかなと思いますが、確かにサイト名、URLについては、なかなか難しいところはあるかなと考えるところでございます。

続きまして、メール相談について、現在実施する都内の自治体から聞き取った情報——状況をお知らせいたします。

当該自治体の運営開始は、昨年、令和5年4月からで、全庁的なオンライン化に合わせて導入したと聞いております。その結果、令和5年度の実績は29件と、月に二、三件程度、利用されております。利用に当たりましては、決められた受付フォームに相談事項を入力し、送信するというものです。

受け付けますのは、新規の相談のみということで、継続中の相談では利用できません。また、センターからのメールでの回答は1回のみとされておりまして、それ以上にやり取りが想定される場合は、電話や窓口相談に移行するとのことでした。

回答には、相談を受けてから二、三営業日かかるということで、例えばクーリングオフなど期限のあるものであるとか、緊急性を要する相談には利用できないこととしております。

この方式のメリットとデメリットも伺っておりますので、お知らせいたします。

メリットといたしましては、相談者がセンターの閉所時間にも相談内容を送るということができるとのこと。それから、センター側では、全国のセンターで相談者の属性、お住まいであるとか、年齢であるとかですね、を取っているわけなんですけれども、こちらが取りやすいということが聞いております。それから、電話や来所相談で、窓口相談に移行するという際に、ご相談者が一度メールに書き起こしているということで、頭の整理ができていますので、スムーズな導入が期待できるなどが挙げられております。

一方、デメリットといたしましては、緊急性がある相談も、ご本人、気づかずに送ってしまうということがあります。それから、入力内容だけでは情報が不足していることが多くて、判断できないことが多い。ほぼ、その状況だと聞いております。それから、メールで回答するに当たっては、返信、二、三営業日かかってしまうと、先ほど申し上げたところですが、こちらは、文章化して、上司の意思決定を経るということをしているそうです。これは、やはり消費生活センターに相談したという事実をもって、訴訟をするというようなことも考えられるので、そういった訴訟リスクを踏まえたものと聞いております。

これらの結果として、電話相談に移行させることがかなり多いというふうに聞きました。

私からは以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が、情報提供が終わりました。委員の皆さんから、執行機関に確認したいことがございましたらどうぞ。いいですか。

○米田委員 今、課長のほうからメリット、デメリット、で、この四つの項目に対しての問いを頂きました。ある程度、そういうことかなと思っております。ただ、今後の23区、その他自治体の見通し。メリット、デメリットを教えていただきましたけど、今後の見通しみたいなものはありますか。

○高橋商工観光課長 特に東京都内では、ある自治体一つだけしか行っていないということで、東京都のセンターも、実は飯田橋にあるんですけども、やはり相談件数が非常に多いということと、それから、どうしても内容にそごが——相手は、消費者トラブルに巻き込まれている可能性があるということで、かなり焦っているという状況でメールを打ちますので、やはりどうしてもそごが起ってしまうということで、都内ではほとんどそこに移行するという方向がないということで、基本的には、きちんと電話で、今どういう状況でしようかということを確認して丁寧に行う、これが大事だと考えております。

○米田委員 分かりました。基本的には、しっかり対面、もしくは電話でしっかり聞く、このことが重要であると。特に相談事なんで。

ただ、一方では、例えば仕事の関係上とか様々な案件で、この時間帯に連絡できない。そういったときの対応というのは、今後どういうふうに対応していくのかというのは、あったら教えていただきたいと思います。

○高橋商工観光課長 まさにそこは非常に、どうしてもメールなど相談員がいない時間に送れるシステムがないと、そこは賄うことはできないというところでございます。今のところ、その夜間できないと困るというご相談は受けていないということで、区としては考えていなかったですし、今、東京都としてそのような方向にあるというのは、聞いてはございません。

で、私どもの方向性といたしましては、ちょっと、今後このDXが進む中で、例えばですけども、一番最初のさばきみたいなものができる機能があったときに、ちょっと検討してまいりたいなとは思っています。

○米田委員 基本的には、対面、電話でしっかり受けて、今後もやっていくという形は認識しました。ただ、課題としては、これに間に合わない方に、どのように対応していくかという課題も残っていると私は思いますんで、大変悩まれている方からの連絡なんで、その辺は他区の状況とか、様々見ながら、お困り事にしっかり対応していただきたいと思いますが、最後にいかがですか。

○高橋商工観光課長 まさしく、急いでいる方というのは、逆に、直接電話いただかないと、本当に間に合わなくなるということが、かなり多いというところはございます。

一方で、今後、そのご相談者様の利便性であるとか、そういったものを検討するに当たっては、23区の状況を踏まえながら、きちんと検討してまいります。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか、質疑。

○大坂委員 消費生活センターについては、私も過去、中小企業診断士で相談員をやっていた頃に、長らく隣の窓口にいた経験もあるものですから、相談員の方々のご苦勞ですと

か、本当に丁寧に対応していただいているんだろうなというようなことは、肌で感じていたところですよ。

で、やはり、直接お話をしながら、状況を確認して、なおかつそれで相手方と交渉するというところまで、恐らくやっつけいらっしゃると思いますんで、なかなかそのメールだけのやり取りで、うまくいくということはないのかなと。で、先ほど米田委員からもありましたとおり、入り口として、そういった形ではいいのかなとは思いますが、結局、最終的には、来ていただいて話を聞く。その上で交渉するというところが必要になってきますので、その辺り、しっかりと周知というか、やっぱり、被害を受けていらっしゃる方というのは、取りあえず書き込むところがここしかないというところで、最初にメールで送りやすいというところはあるとは思いますが、そうじゃなかなか解決しないよという周知というのは、今後、必要になっていくのかなというふうには感じているんですけども、その辺りの見解はいかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まさに、今、全国的には、まず188という電話番号がございまして、これで国、都、区、一番近いところであるとか、そういったところにつながると。私どものセンターにも188でつながるというところはございます。

その一方で、そもそもご自身がそういった被害に遭っていることを気づいていないという方もいらっしゃいます。そういった方々に、どのように気づいていただくかというのは、まさに私どもの日々の課題でございまして、例えば警察署と共同しながらとか、今、いろいろと検討して、講習なども含めて実施しているところでございます。

例えば、その入り口の部分ですね。例えばホームページでいいのかどうかということも含めて、ちょっと、今後検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、今、委員からいろいろ意見がございましたけど、本陳情の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

○大坂委員 現状、やはり窓口に来ていただく、電話で話をさせていただくというところが、一番この解決に向けては重要なところでありまして、入り口として将来的にこのメールですとか、入力フォームということは、全体的に考えていかなければならないところかとは思いますが、早急にこれが必要な状況かというところについては、今の質疑の中では確認できないのかなというふうに思っていますので、今後、しっかりと状況を見据えながら検討していただくということで、この陳情については、お返しをしていいのではないかなと考えます。

○小林委員長 はい。

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、本陳情については、今、大坂委員、米田委員から意見がありましたけれども、電話相談については現状がメインで、日中の相談ができない人等については、入り口を考えていく、その他課題を、認識があるので、検討していくという皆さんの、委員の皆様の発言があったとおり、本陳情については、議事録を陳情者にお返しするとい

うことを確認して、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、本陳情の審査はそのようにすることで、終了することといたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。

次に、日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（1）和泉橋出張所及び区民館改修工事について、理事者からの説明を求めます。

○宮原和泉橋出張所長 私から、地域振興部資料1といたしまして、和泉橋出張所及び区民館改修工事についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料1番の目的でございますが、和泉橋出張所・区民館は、平成14年3月の竣工から22年が経過をいたしまして、各所、経年劣化による老朽化が進行している状況でございます。特に空調設備や照明設備は、故障等が発生する場合もあり、利用者へ不便をかけないようにするため、これらの設備の機能更新を行うための改修工事を、昨年から実施しておるところでございます。

2番の工事概要でございますが、昨年から実施している工事でございますが、令和6年度につきましては、施設全体のうち、3階、5階、そして6階の区民館の部分の改修工事を行わせていただく予定でございます。こちらは、和泉橋区民館の空調系統が2系統に分かれてございまして、昨年行わせていただきました地下1階、1階の出張所事務室、2階、あと4階ですね。こちらが第1系統。で、残った部分が3階、5階、6階部分が第2系統ということでございます。本年度は第2系統の部分を改修工事をさせていただいて、区民館全体の改修工事を終了させたいというところでございます。

工事の期間でございますが、令和6年9月から始めさせていただきまして、現状、令和6年12月末までの4か月間を予定しておるところでございます。

工事内容でございますが、各階共通でございますが、空調設備の改修及び照明設備、こちらは蛍光灯のもの全て、LED化をさせていただく予定です。

また、床材や壁紙との内装工事。あと、トイレの出入口。今まで、つい昨年度変えたところはしておるんですけども、「誰でもトイレ」をボタンで開閉できるようにしたりだとか、そういったバリアフリーを入れさせていただく予定でございます。

3番の和泉橋区民館の貸出し制限等でございますが、まず工事につきましては、改修対象となる3階和室から行わせていただく予定です。こちらの工事を9月から10月いっぱいかけて改修を行い、出来次第の11月からは貸出しを再開する予定でございます。

続いて、5階の部分でございますが、3階の工事終了後の11月から12月にかけて行う予定でございますが、準備の都合上、10月21日から閉鎖をさせていただきたいと思っております。

また、4階のB・Cにつきましては、作業員の現場事務所及び資材の保管場所として、9月から工事終了の12月まで使用することとございますので、こちらは9月の工事開始から終了の12月までの全期間、閉鎖ということになります。

なお、本年度でございますが、2階の洋室A及び1階出張所事務室におきましては、工

事が既に完了しておることもございますので、工事期間中の閉鎖はございません。

また、6階につきましては、照明や空調を改修させていただきますが、こちらはもともと屋上へつながる廊下の部分でございますので、特段貸し出す部屋もございません。また、屋上の室外機等の工事を行う関係上、同じく工事期間中は完全閉鎖とさせていただきたいと思っております。

続きまして、4番の区民及び会館利用者への周知でございますが、本委員会報告後、和泉橋地区内の町会長会議等でご案内のほか、利用者の方への詳細な周知をまいります。

また、7月20日号の広報千代田ですとか区のホームページ、区民会館予約システム等でも、幅広くご案内をしていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様の質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）和泉橋出張所及び区民館改修工事についての質疑を終了いたします。

次に行きます。（2）ちよだアートスクエア第3期運営事業者選定結果について、理事者から説明を求めます。

○菊池文化振興課長 それでは、地域振興部資料2に基づきまして、ちよだアートスクエア第3期運営事業者選定結果についてご説明をいたします。

ちよだアートスクエアにつきましては、運営を行っていた事業者との契約が令和5年3月末に終了したことから、施設を一時閉館し、令和5年度は区や町会等の事業と、用途と場所を限定して使用しつつ、施設の改修工事に関する調査、設計等を行ってまいりました。

次期第3期運営事業者の選定につきましては、令和5年7月24日より公募を開始し、選定手続を進めていたところですが、12月19日に実施いたしましたプレゼンテーション審査の結果、いずれの団体も基準点を満たさず不採用となったことから、令和6年4月1日より再選定手続を進め、今般、令和6年6月19日に採用内定者を決定いたしました。

資料の項番1と2、選定方法ですが、学識経験者3名、行政2名の委員から成るちよだアートスクエア第3期運営団体選定委員会を設置いたしまして、公募型プロポーザル方式により選定をいたしました。

資料の項番3、再公募に応募した団体は、5団体でございました。50音順で、株式会社ケイミックスパブリックビジネス、株式会社ケンエレファント、株式会社コンベンションリンクージ、3331コンソーシアム、株式会社JTBコミュニケーションデザインでございました。

項番の4、選定委員会の審査の結果、最終被選定者は、株式会社JTBコミュニケーションデザインに決定いたしました。

項番の5、その評価結果を記載しております。今回、最低基準点を300点、100点換算にしまして60点と設定いたしまして、1位の団体は444点、100点換算で約89点を獲得し、採用内定者に決定いたしました。採用基準点を下回った団体は、第5位の団体のみでございました。

採点の詳細につきましては、資料の裏面に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

最後に、資料にはございませんが、今後のスケジュールについてご説明いたします。

今後は、本年度末までをめぐり、当所管と施設部門、事業者を交えた施設条件整備の協議と並行しまして、実施設計の検討を精力的に進めてまいります。また、この間、区と運営事業者の間で課題を整理いたしまして、本年度末までに施設運営協定等を締結する予定でございます。その後、令和7年度から8年度2か年をかけまして、大規模改修を実施してまいります。この間、地元の説明会や意見交換等も展開していく予定となっております。施設のグランドオープンにつきましては、令和9年度を予定しております。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。

すみません。5番の評価点、A団体、B団体、C団体、D団体、E団体とありますけど、差し支えなかったら、差し支えなかったら結構ですけれども、どこだか、これは分かりますか。

○菊池文化振興課長 A団体はケンエレファント、B団体がJTBコミュニケーションデザイン、C団体がコンベンションリンケージ、D団体が3331コンソーシアム、E団体がケイミックスパブリックビジネスです。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○小野委員 ようやく決まったということで、今、この評価表の結果の中にある提案内容というのがありますけれども、B団体、非常に高いのが、例えば実施する事業もそうですし、施設の活用プランというところも高いんですけれども、これ、具体的にこういうものが提案されましたとかというところは、どの段階で公開をさせていただけるとか決まっていますか。

○菊池文化振興課長 評価の内容については、今ご説明申し上げますが、B団体の評価につきまして、特に評価が高かった点につきましては、アートスクエアの基本構想というものがございまして、この内容についての理解度が非常に高かったというところがございます。

また、実施する事業につきましては、事業に対してKPI、いわゆる評価目標というものをきちっと設定している。あるいは、施設の活用プランにつきましては、あそこは公園が隣接されていますけれども、公園の活用方針がきちんと明示されていたと。そういったところが評価されたのかなというふうに思っております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。基本的な考え方がしっかり理解をされているということは、これまでの課題も含めてよく理解をされた上で、そこも解決できるようなプランだったのかなというふうに理解いたしました。

実際にどんな事業をされるのかとか、その辺りのところも非常に興味深いんですけれども、これって、全くこういうのがありましたという紹介はできない段階ですか。もし差し支えなければ、こういうのが提案されていましてというのを、ぜひ教えていただければと思います。

○菊池文化振興課長 詳しくはこれから運営協定を結ぶ中で協議していくところですが、

この提案書の内容に基づく提案といたしましては、例えば音楽、画像配信スタジオの——に関する事業がとても豊富でした。それから、グループ企業やパートナー団体との連携を非常に重視しているといったところもございました。また、これから千代田区は、生産年齢層、それからそのお子様たちといったものに対する事業というものが非常に注目されると思うんですけども、そういった方たちをターゲットにした事業といったものが非常に多くございました。

これから、どれだけ実現していくかということについては、評議員会、また我々もきちっと監視していかなければならないんですが、この事業提案が実現されれば、文化事業として非常に成果が上がるのではないかなというふうに考えております。

○小野委員 はい。分かりました。これ、今伺った中でパートナー団体との連携というのはですけども、これは当然 JTBさん、JTBコミュニケーションデザインさんが全てのことを企画からやるというよりは、いろんなコンテンツを持っているところとしっかり連携を組んでやっていかれるという、そういう趣旨でよろしいですか。

○菊池文化振興課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

それから、この団体は、ほかの自治体とも連携して事業を組んでおりまして、そこら辺のノウハウ等も期待ができるかなと考えております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

すみません、ちょっと初めに聞いておかなかちゃいけなかったんですが、学識経験者の3名の種類というか、どういう人かというのは。

○菊池文化振興課長 文芸プランの推進委員会の委員長の方。専門は政治経済学でございます。それから、美術学の先生。これは障害者アートに関する造詣が深い先生でございます。それから、美術の専門の教員の方ですね。学校支援推進——学校経営支援教員の方に入っていました。

○小林委員長 ありがとうございます。はい。すみませんでした。

それでは、引き続き質疑、質問を受けます。

○大坂委員 プロポーザルで1者が決定したというところで、ここまでご苦労されたところかと思いますが、一番最初にやったときに、このときは750点満点で、1者も6割を超えなかったというのが事実、現状としてあって、で、その後、様々工夫をしていく中で、次のプロポーザルをやりますという話があったんですけども、今回は、大部分の会社が6割を超えて、かなり高得点ですばらしい結果になったというふうに、表面上、見てとれるんですけども。その工夫というのは、具体的にどんなことがされたのか、で、どういう成果が上がったのかということについては、どのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○菊池文化振興課長 一つには、選定の期間が実質的に延長されましたので、この公募に関する周知期間というのが、非常に長く取れたというのが実情であると思います。

また、採点ポイントとして、きちっと公募条件に明示いたしましたので、そこら辺の内容をきちっと事業提案者の方が把握されてきたのかなというふうに思っております。

○大坂委員 ということは、単純に評価基準が下がっていったというよりも、応募企業の提案の内容自体が上がっていったという認識でよろしいのでしょうか。



○菊池文化振興課長 配点評価項目は変えておりません。ただし、評価する項目自体は明示いたしました。事業計画の具体性ですとか利益還元、そういったものがしっかりしているか。また、施設の活用プランについて、きちっと内容を示されるか。こういった点について我々重視しておりましたので、そこら辺を踏まえて事業者が提案したものと考えております。

○大坂委員 今後、アートスクエアでプロポーザルをやることはしばらくなくなるわけなんですけども、実際、この、今回1回駄目で、次にやったときにこうやってしっかりと公募ができたというところについては、やはり全庁的にこの経緯経過というのは踏まえて、次、同じような形でプロポーザルを実施するときの参考にとりか、積上げにしていっていただきたいなというのが正直なところなんですけども、その辺りは、どのように考えていますでしょうか。

○菊池文化振興課長 おっしゃるとおりでございます。今回、結果としまして、2回公募を行う結果となってしまいました。反省点としましては、そういった私が申し上げた評価点についてきちっと、最初の段階から事業者に明示ができなかったという点もあるかと思っております。今回、そういった点も踏まえまして、評価内容についてはきちっと提案書の中に盛り込むように、私どものほうでもきちっと明示させていただいて、区役所の庁内手続についてもそういったことがないようにしていきたいと考えております。

○大坂委員 引き続きこれはしっかりと対応していただければと思います。

最後に1点だけ確認なんですけれども、今回、500点満点で採点をして順位づけをしたというところではあるんですけれども、これは、例えばほとんどの企業が、今回の場合は1者飛び抜けて点数が高かった、もう9割方取ったという会社があったので、もう一目瞭然この会社なんだろうなという結論にはなるんだろうと思うんですけれども、ほぼ横一線になった場合の評価の仕方とか、そういった細かいところについては考えているのかどうか。例えば、点数上はこちらの会社のほうがいいんですけども、実際、評価をしてみると、もしかしたら、もう1者違うほうが、1点か2点低いほうがいいよという会社が出てきた場合の対応とか、そういったことというのは考えていらっしまったのか。それとも、単純に採点だけで決めてしまうものなのか。その辺りは、ある程度バッファというものがあるんでしょうか。

○菊池文化振興課長 一義的には点数の評価によると思います。ただ、1点差、2点差となった場合、こういった評価をするかということでございます。そのために、今回、選定委員会というものを設置させていただきました。そういった非常に微小な差で審査をしなければならぬ場合は、選定委員会の中で協議して、本当にその団体でいいのかというところを協議した上で選定をするといった手続を考えておりました。

○大坂委員 いずれにしても、透明性というのが、その場合、非常に重要になってくると思いますので、学識経験者の方々を踏まえて議論をしっかりとやるということにはなると思うんですけれども、その辺りしっかりと、疑義が生まれぬような形で、今後も進めていただければと思いますので、ここの件に限らずにはなるんですけれども、引き続きよろしく願いいたします。

○菊池文化振興課長 委員のおっしゃるとおり、こちらの選定の透明性というのは、必ず確保するように、これからも努めてまいります。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。

先ほど答弁の中で、今回、プロポーザルで2回やって、2回目が非常にうまくいったということで、これを引き継いでいったり、伝えていくということをしたんですけど。担当の課長レベルだけでそれができるとは思えないんで、ちょっと部長、一言その辺についてお願いできますか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 担当課長からもご説明がありましたけども、今回、1回目が駄目で2回目ということで、こういう結果で決まりました。で、その点も含めて、今回の経緯経過、で、2回目の審査の経緯経過、この辺も含めて、ちょっと全庁的に報告をして、今、委員の方々からご指摘いただいたことも含めて、庁内的に、首脳会議等で私のほうからご説明して、全庁的に共有するというような形にしたいと思っております。

○小林委員長 よろしくお願ひします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（2）ちよだアートスクエア第3期運営事業者選定結果についての質疑を終了いたします。

次、行きます。（3）子ども読書活動推進計画の改定について、執行機関から説明を求めます。

○菊池文化振興課長 それでは、地域振興部資料3に基づきまして、子ども読書活動推進計画の改定についてご説明をさせていただきます。

まず、項番の1、改定の背景及び趣旨ですが、区では、平成19年3月に「千代田区子ども読書活動推進計画」を策定いたしまして、子どもの読書活動の発展のために取り組んでまいりました。現行の令和元年7月策定の「第3次千代田区子ども読書活動推進計画」の計画期間、おおむね5年間で終了することから、改めまして「第4次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定するものでございます。

次に、項番の2、本計画の位置づけですが、令和4年度末に策定されました「千代田区第4次基本構想」を踏まえまして、令和5年度に千代田区教育委員会が策定した「千代田区子育て・教育ビジョン」に基づく個別計画となっております。

また、本計画は国の定める子どもの読書活動の推進に関する法律の第9条第2項の規定に基づく読書推進計画として位置づけられるものでございます。

次に、項番の3、検討を進める会議体でございますが、学識経験者、行政、保護者、児童出版・書店関係者、読書推進団体関係者、区内学校等関係者などで構成される千代田区子ども読書活動推進会議を設置いたしまして、検討を進めているところでございます。

次に、項番の4、今回の検討からの新たな取組といたしまして、現行の計画の現状分析を行い、その結果を計画の基礎資料とするため、毎年度実施しております小・中学生向けの読書に関するアンケート調査に加えまして、対象を高校生や小学生の保護者にも拡充して、読書に関するアンケートを実施したいと考えております。

最後に、項番の5、今後の策定スケジュールでございますが、本年の5月に初回に委員会を開催いたしまして、計画の基本的な考えなどについて検討を行ってまいりました。今後についてですが、7月から10月にかけてアンケート調査を実施いたしまして、素案の検討に入りたいと考えております。

その後、年末をめどに素案を策定し、年明けにパブリックコメントを実施、年度末の完成を目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）ございませんか。あ、米田委員。

○米田委員 5年たったんで改定されるということなんですけど、基本的、現行のやつと次回の改定のやつ、大きな違いがありましたら、まずお答えいただけますか。

○菊池文化振興課長 私どもの考えとしましては、これまで第3次の読書計画につきましては、非常に事業計画、アクションプラン的な要素が非常に高かったと思っております。で、今後、第4次につきましては、いわゆる基本的な理念というものをきちっと明示しまして、そのコンセプトというものも重視した形の位置づけも加えていきたいというふうに考えております。そのための基本的な考え方につきましては、第1回目の検討会議の中で検討を進めてまいったところです。

○米田委員 だから、現行と違いを求めてやっていく。で、これはまだ計画段階ですけど、5月の段階で決まったというのは、まだなかったわけですか。

○菊池文化振興課長 5月の段階で確定ということではございませんでした。今後7月以降にまた開催する会議等の中で、また基本的な考え等を委員の皆様から伺ってまいります。

○米田委員 これ、千代田区は本の街でもありますし、国でも読書に関してしっかり設定していますんで、第4次——前回、今あるやつと、今回何が違うのか。で、こういった方向性を示すのかと、先ほど言っていたいただきましたけど、しっかりその辺のところを分かりやすく説明していただきたい。でないと改定する意味がない。

で、あと、今回の改定する前の課題と、で、成果とか、この辺もしっかり明示していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○菊池文化振興課長 ただいま事務局として考えている前計画との違いというところで考えているところでございますが、今、委員がご指摘いただいたとおり、地域特性、神田の古書店もありますし、高校などもたくさんございます。そういった施策の担い手に関する議論ですとか、あるいは、これまでアクションプランというふうな位置づけが高かったんですけども、成果指標というものが明確にはありませんでした。そういった成果目標に関する議論というものも、しっかり行ってまいりたいと考えております。

○米田委員 最後にします。今、課長、答弁いただいたんで、一番、私そこを欲しかったんですけど。これをつくることによって、どれだけの方、子どもが、高校生も含めて、どれだけ本に接することができたかと、こういうのをしっかり目標に明確に入れ込んでいただいて、どうなったかというのも結果として報告いただきたいんですけど、最後、お答えいただけますか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 いろいろご指摘ありがとうございます。で、課長も説明しましたが、今回は、もう事業の羅列で、本当にアクションプラン、継続、新規でどういう事業をやったか、その予算の概要みたいな形になってしまって、ちょっとそれじゃあまずいだろうというふうに、事務局として考えました。

で、子どもが読書を楽しむ、親しむために、いろんな人が関与してきます。で、どういう関与がいいのかということも年代別に示して、で、横串には、いろんな図書館を含めて

いろいろな機関が絡んでくる。で、最終的には、子どもの時代に読書をすることによって、どういう人間に成長していったらほしいか。ただ、子ども時代に本を読みました、漫画を含めて読みましたということじゃなくて、最終的にどんな大人に成長していったらほしいかというところを軸にして子どもの読書を推進していくというようなことで、コンセプトを立ててお示ししていきたいと思っておりますので、また、具体の案ができればこの委員会でもご報告し、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（３）子ども読書活動推進計画の改定についての質疑を終了いたします。

以上で、地域振興部の報告事項を終わり、続いて、政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（１）（仮称）四番町公共施設新築工事について、執行機関からの説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、政策経営部資料１に基づきまして、（仮称）四番町公共施設新築工事についてご報告させていただきます。

１、工事概要は、表記のとおりでございます。工事期間が、令和２年３月１３日から令和８年８月１４日限りでございます。契約金額でございますが、各種工事の合計金額で１０億３千万５万６千４百１２円で、この中には、四番町アパート棟と四番町保育園棟の２棟の解体工事のお金も含んでいるというところでございます。

２、工事進捗状況でございます。昨年度中に山留め工事と杭工事が完了いたしました。山留め工事でございますが、これから、今行っております土を掘削する際に、周辺が崩壊しないように壁を設置するものでございます。現在は、掘削工事と併せまして、既存の建物の地下解体工事を行っております。掘削工事が終了後、躯体工事に着手いたします。

３、工事工期でございます。働き方改革関連法が、平成３１年４月１日から順次実施され、建設業におきましては、５年間の猶予期間を経て、本年４月１日から本格実施されております。現場作業の「４週８休」が施工条件となりまして、時間外労働につきましても上限規制が適用されることとなりました。

このことによりまして、当現場におきましては、本年４月１日から工期末の令和８年８月１４日までの間に、工事の作業日数といたしまして１９０日程度の不足、期間といたしましては約９.５か月の不足が見込まれるため、工期短縮の方策を検討した上で、工事の延長を行いたいと考えているところでございます。

４、工期短縮に向けた検討項目です。構造に影響のない範囲で、躯体コンクリート量の精査や施工方法についての検討。また、作業の効率化に向けて上層階の住宅部分の床など、同じ躯体の形のもの、工場で作成したコンクリート製品でございますプレキャストコンクリートへの変更の検討。また、鉄筋の継手方法の検討でございますが、鉄筋の継手ですが、鉄筋径の１６ミリ、これを細物と言いますが、これは重ね継手ということで、所定の長さを重ねるというものでございます。で、１９ミリ以上が、これ太物と言いますが、ガス圧接継手で行われております。

で、このガス圧接継手を行う技術員の不足ですとか、圧接するに当たってガスバーナーを使用するため、雨天ですとか、強風などの天候に左右されることが非常に多く、安定的

に作業ができるように、機械式継手の採用の検討などを行っているところでございます。

5、今後の予定でございます。工期短縮の期間や項目、金額等を精査いたしまして、工期延長の日数及び金額を定め、当委員会にご報告をさせていただいた後、本年第3回定例会において補正予算を計上させていただき、その後、第4回定例会にて契約変更を挙げさせていただきます予定でございます。

また、四番町保育園・児童館の仮園舎の敷地の貸借期間は、令和9年9月末まででございます。四番町図書館の賃貸借期間は今年度末まででございますが、令和9年度までの延長更新の調整中でおおむねご理解を頂いているとのことで、この工事の工期延長に伴う運営に支障はございません。

なお、本日、文教福祉委員会におきましても、子ども部より同様のご報告をさせていただいております。

最後でございます。先週末でございますが、当工事現場において、不発弾のような円柱形の金属製の物質、直径10センチ、長さ55センチ程度のものなんですけれども、地下9メートル程度の土の中から発見されました。所轄の麴町警察署に連絡をし、麴町警察署が現場を確認の上、金属性物質の写真を多数撮りまして、その画像を警視庁を通じ自衛隊に確認していただいたところ、爆発物の可能性のあるものではないということで、現場で処分して問題ないとの回答を頂きました。

また、麴町警察署より、念のために自衛隊に現物確認をしてもらうことができるというご説明を頂きましたので、念のためでございますが、今月23日に、麴町警察立会いの下で、念のために自衛隊に確認していただくようお願いしたところでございます。問題なければ、現場で産業廃棄物として処理をさせていただきます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○大坂委員 この件に関しては、これから詳細を確認して計画を練り直した上で3定の補正予算、4定の契約というふうに進んでいくということなんですけれども、一つだけ確認しておきたいのが、この働き方改革の適用というのが、今工事の契約のときにあらかじめ予見できていたんじゃないのかなというようなことが、この文面を見る限り感じるんですけれども、その辺りはいかがなんでしょうか。

○佐藤施設経営課長 この工事でございますが、令和2年3月の契約というところで、令和元年度の時点で発注をしているというものでございます。で、5年間の猶予期間というものは、当然承知しているところでございましたが、もともとの工事工期が本年の——あれっ、えーと、ごめんなさい、本年10月末というところでございましたので、4月から10月の約半年、そこの中で若干、延長等の対応が必要になってくるかなというところで考えていたところでございます。

で、発注する時点で、4週8休工事ですよという指定で発注する方法も、実はございました。ただ、その場合については、それぞれの単価がそれに応じた形で、かなり高価になってくるという部分がございますので、当初の工事工期を踏まえた形で、最後の時点での調整で大丈夫であろうといったところで判断をし、発注をしたというところでございます。

○大坂委員 この工事に関しては、現場でアスベストが出たりとか、そういったことも

大きく影響はしてきての今回の判断ということになったと思いますが、190日間、これをそのまま延長するわけにはなかなかいかないということで、これからいろいろと検討されるんだと思うんですけども、結局、今、工期を少しでも短縮しようとする、その分コストがかかるんで、その辺のバランスをどう取っていくのかということが、これから検討されていくんだと思うんですが、その辺り、どういうふうな考え方で進めていくのかについて説明をお願いいたします。

○佐藤施設経営課長 変更点、細々たくさんある部分ではあるんですけども、やはり、工法を検討し、短縮の効果があるもの、今ここでお示したものがそういったものに該当するところがございますけれども、その部分で、かつその支出をある程度抑えられるようなところ。それと、工期自体が、延長することによって諸経費等が増えてくる部分もございますので、それが短くなることによって、減額する部分はありますので、全体的なバランスを見ながらというような判断になってくるかなというふうに思っております。詳細な部分での各項目の検討を行っているというところがございます。

○大坂委員 いずれにしても、詳細な技術的なところについては、専門家の方がしっかりとやっていただかないと、なかなか議会で事細かに指摘というものはできないものですから、その辺りは信頼の上でしっかりと検討していただければと思います。

で、先ほどもありましたけれども、これ以上の工期の影響というのはなかなか、周辺にいろいろな影響が出てくるということもありますので、引き続き、まだ完成はしばらく先になりますけれども、工期延長のないようにしっかりと管理をしていただければと思いますので、その辺りはいかがでしょうか。

○佐藤施設経営課長 この施設におきましては、住まわれた方々の移転、あるいは大坂委員お話ございましたアスベスト等で工期の延長を、非常に長い期間の工期の延長を行ってきたという部分がございます。

で、現在、現場のほうで地下の工事を行っております。一般的に地下の工事が終わって、地上に上がってきた段階では、おおよその工程が見れると、分かるという部分がございますので、今後、そういった部分で延長の可能性というのは非常に少ないのかな。また、私たち技術職員としても、そういったことにならないように、現場の職員と共に丁寧な打合せを図り、円滑な工事の進捗、すばらしい製品を作ると、商品を作る、建物を造るという意識の上で作業、工事のほうを進めさせていただきたいと思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○田中副委員長 この工期なんですけれども、急遽5か月程度の延長が想定されていて、その後、工期短縮を検討されているということで、最終的な工期、完成というのは、大体どのぐらいと見積もられていますでしょうか。

○佐藤施設経営課長 詳細なところは今後というところではございますが、工期の短縮を図らない場合ですと、令和9年5月末という形になりますので、保育園との新年度、あるいは図書館の開園（館）の時期、そういったものも踏まえつつ、もしも、まだ決定ではございませんが、可能であれば令和8年度中には竣工を迎えたいなというふうに思っているところがございます。

○小林委員長 いいですか。はい。

ほかにございますか。

○のざわ委員 こちらの第3回定例会補正予算の計上は、これ大体、1.何倍ぐらいになるかとか、そういうのは分かりますでしょうか。

○佐藤施設経営課長 すみません。金額のほうで、今まさに鋭意精査をしているというところでございますので、明確な形で現時点で金額のほうをちょっとお伝えすることができないというところでございます。

○のざわ委員 金額が大きくなると、やはり、ある程度可能な範囲内で明細を出していただくと、皆様、納得するかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤施設経営課長 変更の項目、あるいは工期の延長に伴う金額の部分につきまして、各個別に分かりやすい形で当委員会のほうに、金額が確定次第、ご報告させていただきます。

○小林委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。はい。

それじゃあ、先ほどの、これとは付随しての四番町保育園の延長、賃貸借について、これは無料で、それから9年の9月末まで借りているから問題がないと。仮図書館については延長、9年度まで延長したから、問題がないというんですけれども、この仮図書館の場合は有料ですよ。有料ですよ。で、そのときの契約変更に対する金額というのはどこが持つんですか。で、幾らぐらいかかって、どこが持つのか。

○菊池文化振興課長 賃貸借の契約の更新の手続については、文化振興課で行います。

○小林委員長 賃貸借契約について。

○菊池文化振興課長 少々お待ちください。

○小林委員長 あ、いいです。そうしたら、いいです、ゆっくり。（発言する者あり）はい。ゆっくり、また、いずれ、この議案というか、3定に出てくるときでもいいですんで、はい。

はい、部長。

○佐藤文化スポーツ担当部長 四番町の仮施設の運営の経費については、トータルを含めてですけれども、7,300万程度、毎年かかっております。で、移った後も、委託——あ、指定管理として運営する経費というのは、同程度かかると思うんですけれども、借りている賃貸借料についても、文化振興課のほうで契約してお支払いしていますので、その分は継続して払っていくと。

すみません。その内訳は、今、手元にないんですけど。

○小林委員長 いいですいいです。

○佐藤文化スポーツ担当部長 そういうことになります。

○小林委員長 はい。お願いします。

ほかにございませんよね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）（仮称）四番町公共施設新築工事についての質疑を終了いたします。

次に、（2）旧箱根千代田荘の一部（駐車場部分）に係る土地賃貸借契約の締結について、執行機関から説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、旧箱根千代田荘の一部（駐車場部分）に係る土地賃

貸借契約の締結について、政策経営部資料2に基づきご報告させていただきます。

本件につきましては、本年3月25日の当委員会において、貸付けの概要、スケジュールについてご報告差し上げたところですが、今般、貸付けに係る入札を実施し、貸付事業者が決定、貸付——あ、賃貸借契約を締結いたしましたので、ご報告申し上げます。

資料のほうをご覧ください。1の概要につきましては、前回のご報告と同様なので割愛させていただきます。

2の入札結果ですが、7月2日に開札しておりまして、落札者は、株式会社箱根強羅ホテルマネジメント 星野リゾート国内企画開発グループ、契約期間の20か月分の落札金額は235万9,100円となりました。

3の契約内容等ですが、前回のご報告のとおり、貸付対象は旧箱根千代田荘、駐車場部分の579.84平米で、貸付料は20か月分で235万9,100円。貸付期間は、令和6年8月1日から令和8年3月31日までの計20か月間としております。

なお、この期間は、工事の状況など踏まえ、区に支障がなければ延長の可能性も、あるいは区が必要となったときには短縮の可能性もあるということになります。

令和6年7月3日に契約を締結し、現在、貸付けに向けた準備を進めております。

簡単ですが、ご報告は以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 一般競争入札は、何者で行われましたか。

○小林財産管理担当課長 今回の入札では1者の入札があり、開札の結果、同者に決定したというふうに聞いております。

○のざわ委員 このご参考のところ、旧箱根千代田荘維持管理経費の費用が記載されておりますが、これは、この維持管理経費に対して235万9,100円なんで、負担が減りますよという意味で、ここにご記載いただいているということでしょうか。

○小林財産管理担当課長 前回のご報告のときにも、維持管理経費、賄う金額になるかというようなご質問をお受けいたしましたので、参考としてこちらに記載させていただいたものになります。

今回の落札金額に関しましては、20か月分で235万という形になります。落札金額のところ、括弧書きで記載させていただいておりますが、年間12か月分にすると141万5,460円になりますので、若干ですけれども、維持管理経費を賄う、補填するぐらゐの、若干ですけれども金額にはなっているかなというふうには思っております。（発言する者あり）

○のざわ委員 この近辺の駐車場の一般的な賃貸のお値段というのも書いていただくと、お分かりいただきやすい——これも、すごい大切なんです、書いていただくと、またお分かりいただきやすいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 周辺の駐車場の金額ですけど、ちょっと、様々あるので、一律には書けないというところがあって、今回は記載しておりません。入札に際して、事業者さんのほうが、そういったものを、周辺駐車場の相場等も検討、勘案した結果、こういった金額を入札で入れてきたのかなというふうには考えているところです。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。ありがとうございました。



○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（２）旧箱根千代田荘の一部（駐車場部分）に係る土地賃貸借契約の締結についての質疑を終了します。

次に入ります。（３）千代田区災害対策事業計画の改定について、執行機関から説明を求めます。

○山下災害対策・危機管理課長 それでは、政策経営部資料３に基づきまして、千代田区災害対策事業計画の改定についてご報告をいたします。

まず、１の概要についてでございますが、この災害対策事業計画は、区役所内の各部署が行っている防災施策につきまして、主な取組や計画及びその進捗状況について整理したものでございます。また、条例にて規定されている計画であることから、委員会で報告をさせていただきます。

次に、２の計画の体系図ですが、別紙をご覧ください。計画の体系図、別紙にございますように、一番左、縦書きの項目が減災目標でございます。そして、その右にあるのが、項番及び減災のための施策目標、その右が、目標達成に向けた主な取組、そして所管部署でございます。

引き続き、３の今後のスケジュールについてでございます。来月より事業、取組目標について調査を行い、その後１１月までに素案を作成し、４定にて報告をいたします。年明けにパブリックコメントを実施、その後、最終案を作成し、令和７年の１定で、またご報告をいたします。

報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 今回示された計画の体系図は、この計画の全てのものということなんでしょうか。それとも、さらに詳細な資料も、これから作っていくということでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 今回、別紙でお示したのは、あくまで体系図でございます。この詳細については、また別の部分で規定するものでございます。

○永田委員 今回、地方自治法が改正されたことに当たって、この中に新たに盛り込まれるという計画というか予定はありますか。

○山下災害対策・危機管理課長 やはり地方自治法で規定されている職員のあっせんであったり、地方自治体間の情報共有、あと国との情報共有等々ございますが、これもある程度、災害対策基本法のほうで規定されておりますので、地方自治法の改正に伴う新しい規定につきましては、災害対策基本法の想定外の部分と考えておりますので、恐らく今回の災害対策事業計画の部分には入ってこないと考えております。

○永田委員 それから、連携協定を結んでいる自治体との関係、例えば五城目だったりとか、嬬恋とか福井とか。そういったところの具体的なところも、ここの中には盛り込むものではないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。今回は、あくまでも区役所内の詳細——事業について規定しているものですので、姉妹都市等との連携については、書かれておりません。

○永田委員 姉妹都市との連携の中で、職員の相互に派遣するみたいなこともあったと思

うんですけど、それもこの中には含まれないということなんですか。

○小林委員長 はい。

○永田委員 別に、急ぐ話じゃないんでね。

○小林委員長 はい。それでは、どれぐらいかかりますか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。永田委員のご意見を承りまして、今後、検討委員会がございますので、その中で姉妹都市との連携についてというのも、この項目の中に入れるか検討してまいりたいと思います。

○永田委員 はい。いいです。

○小林委員長 よろしいですか。

○永田委員 はい。

○小林委員長 はい。

それでは、ほかにごございますか。

○のざわ委員 こちらは、次期計画は、令和7年度からいつまででございますか。

○山下災害対策・危機管理課長 5か年を考えておりますので、令和11年度までの計画となります。

○のざわ委員 こちらの次ページの計画の体系図の中で、2ページ目の11でございますか。高層住宅における防災対策の推進とありますが、これは、このように書いておりました、エレベーターの件で、私はご提案をさせていただきたいんですが。

前回の一般質問の中で、エレベーターに関しまして、エレベーターの安全装置等設置助成事業を、千代田区の独自の事業にすることと併せて、助成対象や助成率を拡充できないかということで、特に、マンションだけでなく、エレベーターがついているビル全体にというお話をさせていただきまして、そのご回答といたしまして、防災上の観点であると認識しておりますので、区としてどのような対応ができるか、国や他自治体の対応も考慮して検討してまいりますというご回答を頂きまして、ここから、令和7年度から5年ということで、私の一般質問とか、ご考慮いただくことはできるのでしょうかというご質問でございます。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。今後、各部署との調整を経て、その中で、まず実績についての情報収集であったり、それと、今後についての方向性等々、検討委員会で決めていくものと考えておりますが、そうですね、環境まちづくり部等との調整も必要になると思いますので、検討はしていきたいと思います。

○のざわ委員 よろしく願いいたします。

○小林委員長 いいですか。

ほかにごございますか。

○米田委員 スケジュールを見ると、今後やっていくということで、この中に、区が主体となってやっていく、協議していくことなんでしょうけど、過去の災害。今年だったら能登の大震災、その前の災害とか、こういうのをしっかり見極めた上で、体制を変えていくというのが大事だと思うんですけど、その辺はしっかり盛り込んでいるんでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 能登半島の地震につきましては、やはり、地域特性というものが非常に大きくて、全てをこの千代田区に当てはめるとするのは難しいと思うんですけど、ただ、いわゆる防災DXにつきましては、今回、能登半島地震でも、かなり活

躍したというふうに聞いておりますので、当区でも総合防災情報システムの導入を現在、構築、図っておりますので、それと合わせまして、防災DXの推進という項目は追加していきたいと考えております。

○米田委員 過去の災害から学ぶことはしっかり学んで、盛り込めるものは、千代田区の、もちろん特性に合わせてですけど、しっかり盛り込んでいただきたいなと思います。

で、あとこれ、見ると、やっぱり各所管、またがっているところがあります。で、この所管の、つくっていく上でしっかり合意できているか、ここが一番、僕は肝になってくると思うんですね。その辺のところ、お聞かせ願えますか。

○山下災害対策・危機管理課長 そうですね。各所管との合意につきましては、災害対策・危機管理課が、ある程度イニシアチブを取って話を進めていきたいとは考えておりますので、合意については問題ございません。（発言する者あり）大丈夫です。

○小林委員長 いいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（3）千代田区災害対策事業計画の改定についての質疑を終了いたします。

以上で、政策経営部の報告を終わります。

続いて、選挙管理委員会事務局の報告に入ります。

選挙管理委員会事務局（1）東京都知事選挙におけるポスター掲示場設置完了の遅れについて、執行機関から説明を求めます。

○河合選挙管理委員会事務局長 まず初めに、資料に入ります前に、昨日の投開票が終了いたしました東京都知事選挙でございますけれども、千代田区の投票率でございますが、64.35%ということで、前回の59.53%から約5%程度上がったという状況でございます。また、東京都全体と比べますと、4%弱上がっているという状況でございます。選挙に関しましては、どうもありがとうございました。

それでは、資料の説明に入らせていただきたいと思います。

選挙管理委員会資料をご覧いただきたいと思います。都知事選挙におけるポスター掲示場設置完了の遅れについてということで、1の概要を説明させていただきます。東京都知事選挙の告示日である6月20日までに選挙運動用ポスター掲示場の設置が完了せず、6月21日金曜の午前1時13分に、全てのポスター掲示場の設置が完了いたしました。

主な経過でございますけれども、6月20日の日の午前7時におきまして、事業者から11か所が未設置である旨の報告を受けました。その後、委託業者から報告があった場所以外にも設置がないと問合せを受けまして、区職員による現地確認を行った結果、確認終了時点で14か所が未設置であることが判明いたしました。なるべく早く設置の完了に向けまして、委託業者以外の事業者にもポスター掲示場の設置を、その後、依頼いたしました。最終的に6月21日金曜、午前1時13分に、全ての掲示場の設置が完了いたしました。

以上が主な経過でございます。

続きまして、参考資料の仕様書のほうをご覧いただきたいと思います。一部かいつまんでご説明いたしますと、まず、5番の設置数でございますけれども、109箇所ございま

す。

契約期間でございます。契約締結の翌日ということで、これ、具体には5月23日でございますけども、5月23日から7月10日までということでございます。

7の作業工程を見ていただくと、そのうちポスター掲示場設置作業の期間としましては、6月12日から6月18日までの7日間ということですので、6月18日に設置を完了する予定でございました。

次のページをご覧くださいと思います。

注意事項で2点ほどご説明させていただきますと、受託者のほうには、事前に設置箇所、設置方法の確認を行うことということは指示いたしました。また、9番でございます。設置後、各設置場所の写真を撮り、設置完了報告書を2部作成することと、しておりました。

結果的には、このような仕様書でやった中で遅れが出たということでございますので、今後につきましては、まず、業務に入る前に、全体的なスケジュール表の提出を求める。また、日々、現地報告、写真つきの報告を受けまして、現地確認を区のほうでも行ってきたいと。また、設置期間の設定の仕方も、ちょっと工夫が必要かなということを考えておまして、そういう、今現在ですけど、その三つで進捗管理を行って行きたいと考えてございます。

続きまして、その後ろについている資料でございますけども、初めの3ページまで——3ページ前——3枚——3ページまでが、東京都から示された掲示板の区画等の資料でございます。で、その次が、原則として野立てという形で、そのときの杭を打ったり、斜め材の角材を打ったりという形の図を入れてございます。ただ、千代田区の場合、野立てでできないところもありますので、例えば、柵につけるとか、そういう形もありますので、その辺りにつきましては、適宜、区のほうと協議すると、連絡をもらうという形でやってございました。

で、次が、最後でございますが、最後が、ポスター設置予定箇所ということで、109か所の一覧でございます。少ないところは、計算上、千代田区、114か所となるんですけども、5か所少ないということで、109か所という形でございます。

昨年の統一地方選のときと比べますと、1か所減っておりますけれども、その資料の2ページ目の7ー7というところに減数と書いてありますけども、これは愛全公園でございます。そのときには設置できたんですけども、今回は設置の仕方がちょっと難しいということで、ここを削減したということで109か所となっているものでございます。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 7月2日の予算特別委員会の、何ていうんですか……

○小林委員長 審議。

○のざわ委員 文書というんでしょうか、まだ、ちょっと、さっき見た段階では出ていなかったの、ちょっと、間違えたら申し訳ないんですけど、そのとき、ある議員のご質問の中では——あ、なんですけど。まず、今回の問題、もう、今、事務局長様、るるお話しされていますが、今回、何でこういう事件が起きたんでしょうかと。そのための、じゃあ対策はどうしましょうかと、二つがポイントになってくる中で、ちょっとまずご確認で、そのときは前回の予算特別委員会では、ちょっとご確認をされていなかったようなご回答

をされたようなお話だったんですが、今回は、ちゃんとした、写真で報告がありましたというふうにも聞こえたんですが、このようなことが起きたご理由はどこにあるかなど。いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 今、ちょっと、私の説明がちょっと、よくなかったかもしれないんですけど、まだ、写真つきの報告書は上がってきてございません。それで、今、事業者のほうから、この原因につきましては、案としましてちょっと出ているのが、まず、この設置につきましては不慣れであったので、ちょっとスケジュール感的に、ちょっと甘くなってしまうということと、あとは、職人の関係で、病人が出たということで、当初予定をしていたチームでの業務ができなかったということがございました。あとは何だったかな。

あとは、こういう状況になる前に、早めに、期限が来るまでに区のほうに報告すべきだったのを怠ったということを知りまして、今、それはまだ、最終報告にはなってございませんけど、そういう内容かと、今、把握しております。

○のざわ委員 この仕様書を、前回の予算特別委員会で、この仕様書を見せていただいて、今までちゃんと回っておりましたと。そういう意味では、確かに、事務局長様のご人徳のおかげで、（発言する者あり）今までずっと問題なく行われていたと思うんですが、ちょっと、社会全体もいろいろ、何とかハラスメントというのが、私たちの、前に比べて非常に厳しくなって、コンプライアンスも厳しくなっています、そういう大きな流れの中で、たまたまこういうことになったかもしれないんですけども。

じゃあ、これからが、過去のことは今ご説明がありましたんで、じゃあ将来どうするかという形の中で、この仕様書を拝見させていただきますと、やはり、その7番目のところなど、非常にこう、言葉があれなんですけど、非常に簡略に書いてございますので、例えば、材料はちゃんと整いましたとか、あと、設置をしたところをやっぱり写真を撮っていただいて、それをそのたびごとに送っていただくとか。確認のところをこの仕様書に、今後はもうちょっと書いていただいて、どなたがやってもミスがなくなるような仕組みづくりを、今後はしたほうがいいんじゃないかなと思ひまして、もうちょっと言いますと、内部統制が効かせるというかですね。

例えば、大変なことになってくるんですが、一つ看板をつけました。職員の方がそれを確認しました。で、その確認をしたことを職員の方が、Aさんという職員の方が確認したことをBさんがちゃんと確認していますねと。で、AさんとBさんが、ちゃんと確認していることを上席の事務局長さんとかCさんが、あ、Aさん、Bさん、ちゃんとやっているという確認をしましたと。これが監査であり内部統制ということなんでございますが。どこまで詳しくするかは別にしまして、ちょっと、その時代の中で、仕様書をもう少し、厳密というか、内部統制の効いたものに少し変えることをして、次の再発防止に努めることが大切じゃないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 ただいまのざわ委員から幾つかご提案いただきましたけども、仕様書につきましては、今回を受けまして、このままではちょっとざっくりしていると捉えられかねませんので、もう少しこれを細かくですね。今、のざわ委員がおっしゃったことも検討の中に入れて、考えていきたいなと思っております。また、そんな形で、先ほどちょっと、当初の説明であったんですけど、今、のざわ委員のほうで、報告の

ところに写真をつけるというのは、中ではもう既に、取りあえずやっておかなくちゃ駄目だよという意見は出ておりますので、ちょっとこれは、次回に向けて詰めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○のざわ委員 議長、ありがとうございます。

○小林委員長 局長。

○のざわ委員 それと、もう一つ、これはちょっと難しいかもしれませんが、これから恐らく、円安も進み、人口も減少もする中で、非常に不景気が厳しくなってくると思えますんですが、その場合、やはり、この千代田区のお仕事というのは非常に魅力的に見えまして、少し、体力がない方でも取りたいと手を挙げさせていただく中で、少しそういう人も受注を、事業者も受注をされると困りますので、職員の方の身を守るためにも、私は、今回の掲示板がないというのは、投票所に行ったら、書く投票用紙がないとか、投票してもらった票の箱がなくなっちゃったとかと同じぐらい、非常にこう、選挙は民主主義の根幹でございますので、1枚たりとも掲示板がないということはあってはならないということでございまして、またできるかどうか、非常に難しいんですが、例えば、契約書の中に、1枚でも掲示板が時間どおり設置、契約書の仕様書どおり設置されていなかったら、全額、補償、弁償をしていただきますぐらい、これはお金を欲しいということじゃなくて、事業者の意識を、それぐらい厳密なものなんですよということをご理解いただくという意味で、そのような契約書の条文にするのもいかがかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○武笠契約課長 現在も契約の約款の中に、契約不履行の場合の処置ですとか損害賠償請求についての記載は行っているところではございます。で、こちらの内容を厳しくということご指摘だと思いますけれども、履行遅滞の場合における違約金等につきましては、利率が法定で決まっております部分でありますため、千代田区だけ特別厳しくするということは、ちょっと難しいところでございます。

○のざわ委員 それでしたら、例えば、今、今回の選挙、前回の東京15区の見ましても、公職選挙法と政治資金規正法は、営業をすることを前提としないとか、そういう書いていないことを、書いていないからということで、トライをしてくる方々も増えてきておりますので、入札のところなのか、仕様書をしっかり内部統制の効いたものにして、それをきっちりご説明して、入札から内容の厳しさをご理解いただく等々、再発防止に努めていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 そうですね。こんなこと、今回のようなことが二度とあってはいけないという認識はございます。そういう中からしましたら、選管事務局、また政策経営部のほうと連携しながら、こういうことが起こらないような形での取組をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、今回このようなことになったのは、大変申し訳ございませんでした。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○米田委員 予特で副区長まで出てきていただいて、おわびの答弁も頂いたんで、あんまりやりたくはなかったんですけど、仕様書を出していただきましたんで、簡単に確認させ

ていただきます。

さっき局長言ったとおり、注意事項のところにちゃんと書いているんですよ。受託者は事前に設置箇所、設置方法の確認を行うこと。で、局長が言ったように、（9）番、「各設置場所の写真を撮り、設置完了報告書を2部作成すること」。これ、ちゃんと仕様書に明確にうたっています。ということは、やっぱり管理がなかった、この1点に僕は尽きると思うんですよ。

ただ、選挙期間中とか、事前に忙しいのは十分加味した上で、私、言っていますけど、こういうことがないようにしないといけない。これ、結構いい仕様書ですよ。ちゃんとしていますよ。だから、やっぱりその点のところをしっかりと、どう考えているか、ちょっともう一度答弁いただけますか。

○河合選挙管理委員会事務局長 今、ただいま米田委員ご指摘のとおりで、やはり今回のようなことが起こったのは、やっぱり進捗管理という部分が、やっぱり欠けていたということは、これは認めざるを得ない現実だと思ってございます。そういう面からしますと、今後、日々その進捗管理を少し細かく事業者のほうとやり取りしていくということが必要かなと思っておりますので、次回以降はこういうことが起きないように進捗管理をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○米田委員 で、ここ、また上のところですけど、受託者は、連絡により破損等があって、で、様々あった上で、「連絡後原則2時間以内で完了させる」と、ここまでちゃんと仕様書に書いている。これ、何ら問題ないですよ、この仕様書。

だから、さっき言ったように、進捗管理なんですけど、その上で人員が足りなかったら、政策経営部のほうにしっかりと、この時期はこれだけ要りますよとか、しっかり訴えていく。こういう対策が要るんじゃないですか。これ、要らなかったら要らなかったでいいんですよ。こういうことも含めて、しっかり対策していただきたいと思いますが、いかがですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 体制の問題も、今、米田委員からご意見といたしますか、ご提案いただいておりますけども、その辺りにつきましては、どういう形で対応できるかということで、人がいないからできないんだよという形ではなくてですね、投票日関係とか期日前でも全庁的に応援を頼んでおりますので、そういう面も含めまして、今後、体制を組む形で、増やすとか増やさないとか、そういう話ではなくて取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○米田委員 大丈夫だということなんで、しっかりやっていただきたいなと思います。何で言うかということ、予特でもあったとおり、次、区長選と、いわゆる区議の補選があります。こうなったときに、そういう事故が起こったら、より一層大変なことになりますので、これを肝に銘じた上で、最後、決意というか、次の選挙に向けてどのように臨んでいくか、これだけ聞かせてください。

○河合選挙管理委員会事務局長 今回このようなことが起こったということで、これは本当に皆様方に多大な迷惑をおかけしたということで、反省しているところでございます。今後以降、今でいきますと、区長選ということになりますけど、こういうことが起こらないように、局一丸となって選挙執行に向けて取り組んでまいりたいと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 今、米田委員からも総括的なところであったんで、端的に2点だけ指摘させていただきます。

一つは、まだ、昨日選挙が終わったばかりで、最終的な総括のまとめというところはこれから、恐らく事業者に対するヒアリングだとか、処分をどうするだとか、そういったことはあると思うんですね。で、先ほど来局長のほうから、事業者が不慣れだったりだとか不慮のトラブルがあったりだとか、そういった報告が上がってきていますけれども、事業者は事業者のほうで、どういう経緯でこうなってしまったのか、その責任というのをしっかりと事務局のほうで、追及じゃないですけども、その詳細はつまびらかにしていかなければいけない。これが、まず一つあります。

もう一つが、幾らその事業者が何らかのトラブルに巻き込まれたとはいえ、やはり選挙ということもありますので、最終的に選管事務局、また区のほうが責任を持って設置をしなければいけなかったというところは、これはもう明白だと思います。で、先ほども、もう二度とこういうことが起きてはいけないという話も頂きましたけれども、予定されているのは区長選、補欠選挙というところにはなりますけれども、可能性としては、その前に総選挙ということも、もしかしたらあるかもしれない。区長選のことだけを考えていると、突発的に起きたときに、また対応が後手後手に回ってしまう可能性というのがありますから、そういったところも踏まえて、もう一段ギアを上げていただいて、しっかりと、どのような対策を打つのかということも踏まえて、やはり、委員会には提出、情報提供をしていただかないと、なかなか我々としても安心して選挙を迎えられないというところがありますので、仕様書を含めて、今後どういう対策をしていくのかということも明確になりましたら、改めて委員会のほうに報告いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 まず1点目のほうでございますけども、先ほど少し事業者から聞いている部分だけをお話ししましたけれども、今後、事業者から、今回のように至ったことにつきまして、うちのほうで相手側によく聞いて、その辺りを報告書として出させていただくということでございます。

それで、2点目でございますけども、今の仕様書からのがこういうふうになっていますけども、どういう点を改善していくかということで、こういう形で取り組む項目とか、その辺りにつきましては、詰まって、整理できた段階で、報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○田中副委員長 今までにいろいろお話されているので、1点だけ確認させていただきます。

今回、このような事態が起きたときに、近隣の新宿区のほうの業者さんにお手伝いいただいたという話があったんですけども、今後、このような事態だったり、もっと最悪の事態だったり起きた場合に、そのような急にご対応を頂けるような業者さんの、選定というか、予備的に持つというご計画はありますでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 予備的に持つという形だと、今回は緊急的でやりました



けども、それが前もってという形になると、そこの業者とも何らかの覚書とか契約になるか分かりませんが、そういうものを結ばなくちゃいけないという形になるのかなという気はしているんで、それが実態として、実際できるかどうかというのが、ちょっと今、ここで即答するのはちょっと難しいんですけども。本当はそういうところが出てこないで、取った業者が責任持ってやる、じゃあ、その中で区としては、しっかりと進捗管理していくと、まずこういう形かなとは思っておりますので、ちょっと今日、その二次的なところと、初めに決めておくということができるとか、ちょっと、この場で言うと、ちょっと何か所、相手とやるという話だと、まあ、相手のこともありますから、ちょっと、ここで、できるできないという話はちょっと難しいなということで、今日はちょっとその程度でお願いしたいなと思います。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○入山委員 今、田中委員のほうから、質問があったと思うんですけども、今回、新宿区の業者をお願いしたということによろしいですか。

○河合選挙管理委員会事務局長 はい。新宿区で看板をやっていた業者でございます。

○入山委員 そのときは、どういった、緊急な対応だと思うんですけども、どういった契約とか、そういうのはされていないんでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 そのときは、緊急対応だったんで、契約して云々というところからやってもらったというのでは間に合わないんで、そのときはそのときで、口での契約という形になりますけども、そういう形で対応していただきました。

○入山委員 そうしますと、支払い等、これからになってくると思うんですけども、そこら辺というのはどういった、まあ、仕様書があるわけでもないんで、金額等々というのはどのような形で決めるんでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 ええ。それは相手のほうが、経費的にどうかかってきたかということと、うちのほうでその中を見てという形で、双方合意できるという形で詰めていくという形になろうかと思います。

○入山委員 一応そういうものも報告を頂きたいと思うんですけども、またちょっと、今回、掲示板設置の完了の遅れについて、概要と主な経過も頂いたんですけども、もうちょっと詳しく、こちらって、頂くことというのはできるのでしょうか。というのは、業者側からの、虚偽ではないんでしょうけども、報告が遅かった、もしくは箇所数が間違っていたという話を、前回の予特のおのでも委員の指摘があったと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 そうですね、事業者からの数が違うということがあって、うちのほうも、あそこはやっていないんじゃないかとか、そういうやり取りは少しさせてもらったんですけど、だから、あ、そうでしたかと思ったら、そうです、抜けていましたというような感じでした、正直言いまして。それもありませんで、業者の言った数では駄目じゃないかということで、職員、この間もお話ししました4チームで全部見に行って、という形と並行して、工事のほうももちろん、設置業務を進めていくという形でやって、こういう形、今日、資料を出させていただいたように、全部うちの職員が確認した段階で、14か所はまだ未設置だったということでございます。

○入山委員 そうですね。ホームページでのタイムラグとかもあったとは思いますが、管理の、米田委員がおっしゃったように管理もしっかりできれば、早めにお知らせすることもできたでしょうし、あと、今回、支払いについては、30日以内に支払うものとするということなんですけども、これはもう、そのまま金額という形でお支払いするのでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 そのまま支払うということは、今のところ考えてございません。少なくとも新宿区の業者にやってもらった分というのは、今回の契約した業者がその分はやっておりませんので、それをうちが負担、区のほうで負担するということはないので、そういう意味からすると、今、契約した金額をそのまま払うということは考えてございません。

○入山委員 最後に、今回、不慣れな業者だということだったんですけども、今回、新しい業者が入ったということ自体は決して悪いことではないのかなとは思っているので、そこら辺をどういった業者が入るのかということをしっかり確認して、精査していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○河合選挙管理委員会事務局長 今回このような形になったんですけど、今後はこのようなことは二度とないように、局一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、委員からいろいろ指摘がございましたので、まず選管、業者のほうのチェック体制と選管のチェック体制、それから緊急対応というのがありましたし、そもそも仕様書にどういうふうに、今までの皆さんの指摘が変更になったか、それ、実際ね、なったか。その辺も、今、委員からの意見の中でかなり多岐にわたったので、その辺の整理を一旦していただいて、最終、業者からもまだ聞き取りもあるでしょう。で、全部終わりましたら、仕様書を変更する前に、委員会に対応を含めたご報告を頂けないでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 その辺りにつきましては、一定の整理ができた段階で委員会のほうに報告させていただきたいと思っております。

○小林委員長 はい。よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（１）東京都知事選挙におけるポスターの掲示場設置完了の遅れについての質疑を終了いたします。

日程２、報告事項を全て終了いたします。

日程３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関から何かございますか。

○佐藤総務課長 それでは、千代田区特別職報酬等審議会の設置につきまして、口頭にて

ご報告申し上げます。

本審議会につきまして、7月17日に設置をするとともに、第1回の委員会を開催いたします。千代田区特別職報酬等審議会条例の定めにより、少なくとも3年に1回、報酬等の適否について審議会の意見を聞かなければならないこととなっております。前回は令和3年でしたので、今年がその開催の年に当たります。答申につきまして、審議会が終了いたしましたら、改めてご報告申し上げます。

以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

この件については、何か委員の方、意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。はい。

その他、ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、3、その他を終了いたします。

最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、本日の委員会は、この程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時13分閉会